

植物園の設置及び運営に関する基準（指針）

（目 的）

- 1 公益社団法人日本植物園協会の正会員たる植物園の設置及び運営に関する基準を定めて、植物園の健全な発達をはかり、その水準の向上に資することを目的とする。

（定 義）

- 2 「植物園」とは、国及び地方公共団体若しくは法人、個人の設置する植物園、又はこれと同等と認められる施設をいい、その設置の目的によって「総合植物園」「専門植物園」とする。

「総合植物園」とは、観賞を通じて植物に関する知識をたかめ、自然に親しむ心を養うために、主として多数の植物を収集、育成、保存し、あわせて学術研究等に資する植物園をいう。

「専門植物園」とは、特定の目的のために、主として特定の植物を収集、育成、保存して展示する植物園、もしくはこれに類する施設をいう。

（設置の基準）

- 3 植物園を設置しようとするときは自然環境、文化的環境、交通事情などを考慮してその位置を定め、植物園施設の配置、外観等は努めて自然との調和を保ち、すぐれた自然景観を生かすように計画しなければならない。
- 4 植物園の敷地面積は総合植物園にあつては 20 ヘクタール以上、専門植物園にあつては 0.3 ヘクタール以上を標準とする。
- 5 一つの植物園に植物園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、総合植物園にあつては当該植物園面積の 100 分の 7 以内を標準とする。

（資 料）

- 6 植物園が展示する植物の数は総合植物園にあつては 1,500 種以上、専門植物園にあつては 500 種以上とする。
- 7 植物はすべて生きたまま展示するのを原則とする。ただし、保存、研究、又は屋内展示のためのものはこの限りではない。
- 8 植物園は植物に関する図書、文献資料及び調査研究資料を収集整理し、特に展示する植物については、目録、解説書等を作成し、必要に応じて閲覧に供することがのぞましい。

(職 員)

- 9 植物園には所要の事務系、技術系職員を置き、園長は植物園に関し、豊かな知識と経験を有する者とする。

(教育活動)

- 10 植物には原則として植物名・科名等所要の解説を記したラベルをつけ、生態展示、分類展示・課題展示など、目的にそった、わかりやすい展示方法を採用して、観覧者の知識をたかめるように努めなければならない。
- 11 植物園は常設展示のほか・季節に応じて臨時に収集した植物の特別展示を行い、観覧者の植物に対する理解を深めるように努めることがのぞましい。
- 12 植物園はその所在地付近の植物に常に深い関心を持ち資料を整備すると共に、努めて新しい植物を収集し、その保存、増殖をはかって植物園間の相互努力、及び植物交換等を行うものとする。
- 13 植物園は学校その他の社会教育施設、関係諸団体等と密接に提携し、友の会を組織する等自然愛護、園芸愛好、植物に対する関心をたかめるための各種の普及活動を活発に行うことがのぞましい。

(管 理)

- 14 植物園は公開を原則とする。ただし、管理上支障がある場合又は保存上必要がある場合に限り、当該植物園の一部の区域又は施設を非公開にすることができる。
- 15 植物園の開園日数は、特別の事情がない限り年間を通じて 250 日以上とする。
- 16 植物園は展示植物や自然景観の保護上支障があると予想される場合は、当該植物園内における同時在園者の数を制限する措置をとることができる。
- 17 植物園は展示植物を販売してはならない。入園者の利便のために植物等の頒布を目的とする売店を設ける場合においては、売場又は出入り口は、植物園の主な植物展示の場所と区別しなければならない。